

令和5年度下半期の財政事情 (令和6年3月31日現在の執行状況)

市民の皆さんに納めていただいた税金やその他の歳入などが、どのようなことに使われたのかを知っていただくため、予算の執行状況をお知らせします。なお、出納整理の期間（4月1日～5月31日）の数字が含まれませんので、決算の数字とは異なります。（表の金額は概算です。）

※出納整理期間：前会計年度末までに確定した歳入や歳出について、未収や未払いとなっている現金の整理を行う期間

■一般会計 歳入の状況

科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	143億5,892万円	144億4,940万円	100.6%
地方譲与税	6億3,099万円	6億3,156万円	100.1%
地方消費税交付金	23億3,466万円	23億4,994万円	100.7%
地方交付税	104億5,968万円	110億4,550万円	105.6%
分担金及び負担金	6億8,232万円	1億8,576万円	27.2%
使用料及び手数料	4億8,323万円	4億5,266万円	93.7%
国庫支出金	75億8,281万円	64億 325万円	84.4%
県支出金	35億5,145万円	30億1,912万円	85.0%
繰入金	24億1,909万円	1億8,437万円	7.6%
繰越金	20億9,296万円	20億9,296万円	100.0%
諸収入	8億1,779万円	5億5,046万円	67.3%
市債	47億7,332万円	4億6,832万円	9.8%
その他	16億 420万円	15億 622万円	93.9%
合計	517億9,142万円	433億3,952万円	83.7%

■一般会計 歳出の状況

科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	2億8,135万円	2億7,183万円	96.6%
総務費	89億1,917万円	55億5,478万円	62.3%
民生費	162億9,095万円	131億6,095万円	80.8%
衛生費	60億5,103万円	39億3,721万円	65.1%
労働費	6,044万円	5,842万円	96.7%
農林業費	24億6,568万円	18億9,333万円	76.8%
商工費	9億5,972万円	5億 908万円	53.0%
土木費	30億5,056万円	21億7,861万円	71.4%
消防費	26億6,550万円	17億9,324万円	67.3%
教育費	47億 577万円	36億7,080万円	78.0%
災害復旧費	6億7,931万円	2億5,455万円	37.5%
公債費	56億3,194万円	46億5,638万円	82.7%
予備費	3,000万円	0万円	0.0%
合計	517億9,142万円	379億3,918万円	73.3%

予算現額には、翌年度に限り繰り越して使用することができる繰越明許費を含んでいます。

■特別会計・財産区特別会計 歳入歳出の状況

	会計名	予算現額 A	歳入		歳出	
			収入済額 B	収入率 B/A	支出済額 C	執行率 C/A
特別会計	国民健康保険事業	93億 905万円	82億 288万円	88.1%	84億3,607万円	90.6%
	駐車場事業	4,676万円	4,440万円	95.0%	2,311万円	49.4%
	介護保険事業	109億3,690万円	91億2,512万円	83.4%	92億4,847万円	84.6%
	サービスエリア	908万円	916万円	100.9%	462万円	50.9%
	後期高齢者医療	14億1,848万円	12億5,738万円	88.6%	12億1,107万円	85.4%
財産区	島ヶ原財産区	3,112万円	3,121万円	100.3%	842万円	27.1%
	大山田財産区	1,788万円	1,789万円	100.1%	1,203万円	67.3%

■市債（借入金）の状況

区分	残高
一般会計	440億8,019万円
特別会計	0万円
企業会計	226億5,798万円
合計	667億3,817万円

■主な基金の状況

基金とは、家計に例えると貯金のようなものです。基金の総額は194億3,788万円です。主なものは次のとおりです。

区分	残高
財政調整基金	65億9,990万円
伊賀市振興基金	27億2,514万円

■一時借入金の状況

一時借入金とは、支払いのための現金不足を補うために借り入れる資金で、同じ会計年度中に返済されるお金です。

区分	残高
一般会計	0円
特別会計	0円
企業会計	0円

【問い合わせ】 財政課
☎ 22-9608 FAX 24-2440
✉ zaisei@city.iga.lg.jp



令和6年度の市・県民税・森林環境税をご確認ください

◆6月10日(月)に納税通知書を発送します

【普通徴収の納期限】

普通徴収の場合は年4回で、6月・8月・10月・1月の各月末が納期限です。

※土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日

確定申告書で給与、公的年金等に係る所得以外（4月1日現在65歳未満の人は給与所得以外）の所得にかかる住民税の徴収方法の欄に「自分で納付」を選択した場合は、課税計算の結果により納税通知書を送付しています。

なお、給与からの引き落としによって徴収する税額などは、事業所へ送付する通知書をご確認ください。

【公的年金からの引き落とし

（特別徴収）の対象となる人へ】

4月1日現在65歳以上の人で年金所得に対して市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの特別徴収によって徴収します。

※公的年金以外の所得に対する税額は、普通徴収また

は給与からの引き落としになります。

※介護保険料が年金から引き落としされていない人や、税額が老齢基礎年金などの額を超える人は普通徴収になります。

【森林環境税について】

森林整備などに必要な地方財政を安定的に確保する観点から創設された森林環境税が、令和6年度から課税されます。森林環境税は国税ですが、市・県民税の均等割額と併せて年額1,000円を市が賦課徴収します。なお、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源の加算分が令和5年度で終了したため、伊賀市での均等割額と森林環境税の合計は年額6,000円となり、令和6年度以降も全体の負担額は同じです。

【定額減税について】

令和6年度課税では合計所得金額が1,805万円以下である場合、本人1万円、扶養親族1人につき1万円を減税します。減税しきれない額がある場合は、1万円単位で切り上げた額を給付します。

【問い合わせ】 課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618 ✉ kazei@city.iga.lg.jp



水道週間（6月1日～7日）



～令和6年度水道週間スローガン～『たいせつに みずはみんなの たからもの』

水道はライフラインとして皆さんの生活を24時間休むことなく支えています。

修理や点検については、工事業業者へお問い合わせください。

※道路や、道路から水道メーターまでの間で水漏れを見つけた場合は伊賀市上下水道お客様センターへご連絡ください。

◆水道工事の申込方法

新しく水道を引く場合や家庭内への水道工事をする場合は、「伊賀市上下水道部指定給水装置工事業業者（以下、工事業業者）」へお申し込みください。

※工事業業者は、市ホームページをご覧ください。

◆もし水漏れを発見したら

水を使っていないのに水道メーターが回っていたら、宅地内のどこかで漏水している可能性があります。漏水は大切な水を無駄にするだけでなく、家庭の水道料金負担を大きくします。そのような場合は、まず、メーターボックス内にある止水栓（元栓）を閉めてください。

◆水道メーター取り替えのお知らせ

計量法に基づき、設置後7年を経過した水道メーターの取り替えを計画的に進めています。

該当する家庭には、時期などをはがきでお知らせしたあと工事業業者が訪問し、水道メーターを取り替えます。

【問い合わせ】 伊賀市上下水道お客様センター ☎ 24-3969 FAX 24-0007

